

【各種サービスの説明】

令和 7 年集団指導会

【地域密着型サービス】

日時：令和 7 年 7 月 14 日（月）

午前 10 時分～12 時

場所：一関保健センター 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 説明事項

- | | |
|---|-----------|
| (1) 令和 6 年度運営指導等から見た留意事項及び令和 7 年度運営指導計画について | 【資料-地域 1】 |
| (2) 令和 6 年度介護保険制度改正事項について | 【資料-地域 2】 |
| (3) 介護保険最新情報ほか | 【資料-地域 3】 |
| (4) 特養・老健の空床情報提供の協力依頼について | 【資料-地域 4】 |
| (5) 事故報告について | 【資料-地域 5】 |
| (6) 電子申請届出システムについて | 【資料-共通 1】 |
| (7) 介護サービス事業所等に対する行政処分等の処分基準について | 【資料-共通 2】 |

2 その他

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 令和 8 年度施設整備計画について | 【資料-共通 3】 |
| (2) アンケートと質問票について | 【アンケート】 |
| (3) 情報提供（講演会と一関労働基準監督署） | |

令和 6 年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所等運営指導の実績について

1 運営指導の実績

介護保険法第 23 条（※）及び一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等指導要綱に基づき、運営指導を実施しました。これについては、指定期間内に概ね 1 回（施設系は概ね 3 年に 1 回）を目安に実施しており、事業所から事前に提出いただいた調書により、利用契約に関する書類やサービス提供に関する書類及び事業所内の状況等を確認しました。

サービス名	R6 管内 事業所数	R2	R3	R4	R5	R6
地域密着型通所介護	19	2	4	1	7	3
認知症対応型通所介護	3	1	—	—	1	—
小規模多機能型居宅介護	5	1	1	1	—	—
認知症対応型共同生活介護	28	13	9	6	13	9
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	—	1	1	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	2	6	1	2	5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	—	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	—	—	—	—
居宅介護支援事業所	47	3	8	6	13	9
訪問型サービス（総合事業）	31	8	4	6	3	11
通所型サービス（総合事業）	56	5	4	9	4	15
合計（地域密着型サービス含む）	203	36	37	31	43	52

2 監査の実績

介護保険法第 23 条及び一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等監査要綱に基づき、通報、相談等に基づく情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合、帳簿書類等の提出、出頭または立ち入り検査（監査）を行っています。

指定基準違反等が認められた場合には、勧告、命令、指定の取消し等を行いますが、令和 6 年度においては 3 回実施しています。

※介護保険法第 23 条（文書の提出等）

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、居宅介護支援、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス、これらに相当するサービスを担当する者に対し、文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、もしくは依頼し、又は当該職員に質問もしくは照会をさせることができる。

3 指導内容

令和6年度の文書及び口頭での指導事項は以下のとおりです。

項 目	件 数			
	居	総	地	備考
(1) 介護報酬、加算に関すること			3	要件、記録の整備等について
(2) 届出に関すること	1	2	1	事業所変更届の提出漏れ
(3) 人員に関すること		1	1	勤務形態一覧の不備
(4) 設備に関すること				
(5) 運営に関すること	23	56	61	
内 訳	① 入退所			入所要件の確認方法
	② 被保険者証	2	3	利用開始日等未記載
	③ 内容・手続きの説明・同意・契約	5	11	重要事項説明書等の不備
	④ 居宅サービス事業者等との連携			
	⑤ 利用料、預り金等		2	徴収できない費用の徴収
	⑥ 身体拘束、褥瘡予防、感染症指針等		3	指針の未作成、内容の不備
	⑦ 外部（自己）評価		1	外部（自己）評価の未公表
	⑧ サービス計画	5	5	担当者会議、アセスメント未実施
	⑨ 運営規程、重要事項説明書等	3	15	職員体制記載、利用料金誤りなど
	⑩ 非常災害対策	3	10	訓練の実施・記録
	⑪ 衛生管理			
	⑫ 地域との交流		7	運営推進会議の議事録未公表
	⑬ 事故発生時の対応、事故防止の体制			指針の未作成
	⑭ 管理者の責務			
	⑮ 掲示	2	2	掲示していない項目
	⑯ 苦情対応	2		記録を残していない
	⑰ 緊急時の対応		1	マニュアル未整備
	⑱ サービスの質（研修・広告）		2	研修の機会の確保
	⑲ 記録	1	5	担当者会議の記録なし
	⑳ 秘密保持		2	誓約書未整備
	㉑ その他事務指導			協力医療機関の確保
合 計	24	59	66	

(1) 運営指導等から見た留意事項について

【指導事項①】

管理者は原則常勤勤務専従であり、支障がない場合に他職の兼務が可能となっているが、勤務形態一覧において管理者としての勤務時間がない日があるため、是正すること。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 91 条ほか

第九十一条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

【指導事項②】

運営規程に定められた事項を定めておかなければならない。
変更後は 10 日以内の届出をしなければならない。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 102 条ほか

第一百二条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 利用定員
- 四 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 入居に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

介護保険法

(変更の届出等)

第 78 条の 5 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省

令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（変更の届出等）

第 82 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

※届出必要な項目は、様式第 2 号（第 3 条関係）に記載されている項目です。

【指導事項③】

運営推進会議について、書面開催とするも資料送付がない。

記録の公表がない。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第 34 条 準用

第三十四条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する[法第百十五條の四十六第一項](#)に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下[この項](#)において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、[前項](#)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

【指導事項④】

介護職員等処遇改善加算の職員への周知について

四十八 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等処遇改善加算の基準（準用）
（抜粋）

- （７） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- （一） 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - （二） （一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - （三） 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - （四） （三）について、全ての介護職員に周知していること。
 - （五） 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
 - （六） （五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

【指導事項⑤】

業務継続計画の不備または見直しができている。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第3条の32 準用

第三条の三十の二 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

解釈

② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、

項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

【事項⑤】

受給資格等の確認について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第3条の10 準用

第3条の10 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

令和 7 年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所運営指導計画について

1 運営指導基本方針

- (1) 介護サービスの質の確保と向上
- (2) 介護給付の適正な実施
- (3) 高齢者の尊厳の保持（高齢者虐待の防止、身体拘束廃止に向けた取組）
- (4) 危機管理の徹底（災害対策、感染症対策、事故防止対策、防犯安全対策）

2 運営指導の予定

(1) 対象事業所

・ 地域密着型サービス	13 事業所
・ 居宅介護支援事業所	7 事業所
・ 総合事業（訪問型サービス）	7 事業所
・ 総合事業（通所型サービス）	12 事業所
合計 39 事業所	

(2) 実施時期

令和 7 年 9 月から令和 8 年 1 月

(3) 選定基準

- ・ 施設系事業所 3 年に 1 回
- ・ 居宅系事業所 6 年に 1 回
- ・ 上記のほか、情報提供などがあった場合は、随時実施について検討する。

(4) 指導班の編成

運営指導を適正かつ公正に実施するため、指導職員 2 名以上をもって行う。

(5) 運営指導の実施通知

運営指導の実施にあたっては、原則として指導実施日の 1 か月前までに、指導の対象となる事業者に対し通知する。

(6) 資料の提出

運営指導の実施前に、対象となる事業者に対し事前提出調書及び介護保険各種加算自己点検シート、平面図等の実地指導に関し必要な資料の提出を求める。

(7) 指導方法

「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」により示された標準確認文書の確認並びに現地確認より、各種基準等に適合しているかについて確認を行う。また、サービス提供において不適切と思われる事項についても指導を行う。

(8) 指導後の措置

運営指導から起算して概ね 3 週間以内に、指導の結果を検討し、その結果を当該事業者へに通知する。改善を要すると認められた事項については、文書により改善内容の報告を求めるものとする。

(9) 滞在時間の短縮化

事業所における滞在時間を最小限とするため、書類審査を介護保険課事務室で行う。事業所に訪問した際には、書類審査に係る不明点や個別のケース（契約書類及びケアプランなど）、設備基準、掲示事項の確認などを行う。

3. 令和7年度運営指導計画

	種類	事業者名	事業所名	実施予定時期
1	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人室根孝養会	孝養ハイツグループホーム	9月中旬
2	居宅介護支援事業所	一関市	ふじさわ居宅介護支援事業所	9月中旬
3	通所型サービス	一関市	ふじさわデイサービスセンター	9月中旬
4	地域密着型通所介護	株式会社おおかわら	リハビリステーション・ふっとアップ	9月中旬
5	訪問型サービス	有限会社たんぼぼ	有限会社たんぼぼ指定訪問介護事業所	9月中旬
6	通所型サービス	社会福祉法人一関秀和会	デイサービスセンターひより	9月中旬
7	認知症対応型共同生活介護	特定非営利活動法人なごみ	グループホームぼらん千厩	9月下旬
8	通所型サービス	株式会社ライフケア幸成堂	デイサービスつれづれ	9月下旬
9	訪問型サービス	医療法人三秋会	やまゆりヘルパーステーション	9月下旬
10	居宅介護支援事業所	医療法人三秋会	やまゆり居宅介護支援事業所	9月下旬
11	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人川崎寿松会	グループホームことぶき	10月下旬
12	居宅介護支援事業所	株式会社AKASI	ケアプランさくら	10月下旬
13	訪問型サービス	株式会社航和	M y ケアサービス	10月下旬
14	地域密着型通所介護	株式会社航和	デイサービス金沢の丘	10月下旬
15	通所型サービス	株式会社航和	デイサービス金沢の丘	10月下旬
16	通所型サービス	株式会社航和	デイサービス舞乃湯	10月下旬
17	小規模特養	社会福祉法人二桜会	特別養護老人ホーム寿光荘清水	10月下旬
18	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人稲泉会	グループホーム「けーせん」	11月上旬
19	通所型サービス	合同会社しづか亭	ミニデイサービスしづか亭	11月上旬
20	小規模多機能型居宅介護	企業組合労協センター事業団	あったかホームちやごみ	11月上旬
21	訪問型サービス	一般社団法人 日本産業活性化支援機構	ライブサポートサービス一関	11月上旬
22	居宅介護支援事業所	医療法人三秋会	なのはな居宅介護支援事業所	11月中旬
23	訪問型サービス	医療法人三秋会	なのはなヘルパーステーション	11月中旬
24	看護小規模多機能型居宅介護	株式会社リツワ	ケアビレッジ一関ケアサービスステーション看護小規模多機能型居宅介護事業所	11月中旬
25	認知症対応型共同生活介護	株式会社リツワ	Lagom東五代	11月中旬
26	地域密着型通所介護	株式会社ドクターアイズ	リハニック一関	11月下旬
27	通所型サービス	株式会社ドクターアイズ	リハニック一関	11月下旬
28	地域密着型特定施設入居者生活介護	医療法人一秀会	介護付きケアハウス プレシオーソ中里	11月下旬
29	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人つくし会	認知症高齢者グループホームほっとスマイル	11月下旬
30	居宅介護支援事業所	社会福祉法人つくし会	明生園居宅介護支援事業所	11月下旬
31	通所型サービス	社会福祉法人つくし会	明生園デイサービスセンター	11月下旬
32	通所型サービス	株式会社ツクイ	ツクイー関	12月上旬
33	通所型サービス	株式会社ツクイ	ツクイ山目	12月上旬
34	居宅介護支援事業所	社会福祉法人柏寿会	福光園居宅介護支援事業所	12月上旬
35	居宅介護支援事業所	フォレスト医療介護サービス株式会社	フォレスト居宅介護支援センター	12月上旬
36	訪問型サービス	株式会社ラポール・テトラ	ラポール・テトラ訪問介護支援事業所	12月中旬
37	通所型サービス	社会福祉法人 幸生会	クラリス機能訓練特化型デイサービス	12月中旬
38	通所型サービス	特定非営利活動法人ケアセンターいこい	デイサービスセンター・いこいの丘	12月中旬
39	訪問型サービス	社団医療法人西城病院	訪問介護ステーション ホスピス西城	12月中旬

令和6年度介護保険制度改正に伴う留意点

運営基準

取扱方針

身体的拘束等について

第二十六条

五 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

六 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

【解釈通知】(抜粋)

・緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

記録の整備

身体的拘束等について

第三十六条 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 地域密着型通所介護計画

二 次条において準用する第三条の十八第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二十六条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四 次条において準用する第三条の二十六の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三条の三十六第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 前条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

○ 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

報酬改正

○減算

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

< 現行 >
なし

< 改定後 >

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 **(新設)**

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

問1 利用者に対して身体的拘束等をしていない場合においても、身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）がなされていなければ減算の適用となるのか。

答 減算の適用となる。 なお、施設系サービスおよび居住系サービスにおいても同様である。

問3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の検討には、三つの要件（切迫性、非代替性、一時性）すべてを満たすことの記録が確認できれば減算の適用となるのか。

答 減算の適用となる。

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】	
○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】		
単位数		
＜現行＞ なし	 ＜改定後＞ 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。	
算定要件等	○ 以下の基準に適合していない場合（新設） ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。	
○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。		

【Q&A】Vol.1

問 164 答 感染症若しくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

問 166 答 行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用する。

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】 ○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。
単位数	
<現行> なし	<改定後> 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	
	○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設） ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【Q&A】Vol.1

問 167 答 全ての措置が一つでも講じられていなければ減算となる。

問 168 答 過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「その他の日常生活費」に係る
Q&Aについて」の一部改正について
計4枚（本紙を除く）

Vol.1355

令和7年2月13日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3873）
FAX：03-3595-3670

事務連絡
令和7年2月13日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

「『その他の日常生活費』に係るQ&Aについて」の一部改正について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

近年、情報通信技術の進展に伴い、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の利用者においてもインターネットやスマートフォン等の利用が広がりつつあります。

こうした状況に鑑み、利用者の生活の質を向上させるために居室等においてWi-Fi等の通信環境が利用できる施設があるところ、こうした利用料の徴収が可能であることについて明確化を行うため、「『その他の日常生活費』に係るQ&Aについて」（平成12年3月31日各都道府県介護保険担当課（室）あて厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡）を、別紙のとおり改正することとしましたので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙

「その他の日常生活費」に係る Q&A について (平成 12 年 3 月 31 日)
(各都道府県介護保険担当課 (室) あて厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室)
(傍線部分は改正部分)

新	旧
本年三月三〇日付けで「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」を厚生省老人保健福祉局企画課長通知 (老企第五四号) として別添のとおり発出したところであるが、「その他の日常生活費」について想定される照会について、別添の通り Q&A を作成しましたので送付します。 各位におかれましては、内容を御了知の上、適切に対応していただきまますようよろしくお願い申し上げます。 〔別添〕 「その他の日常生活費」に係る Q&A 問 1 ～ 問 8 (略) 問 9 <u>利用者用の居室等における Wi-fi 等の通信設備の利用料は、利用者から徴収できないのか。</u> 答 <u>サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。</u>	本年三月三〇日付けで「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」を厚生省老人保健福祉局企画課長通知 (老企第五四号) として別添のとおり発出したところであるが、「その他の日常生活費」について想定される照会について、別添の通り Q&A を作成しましたので送付します。 各位におかれましては、内容を御了知の上、適切に対応していただきまますようよろしくお願い申し上げます。 〔別添〕 「その他の日常生活費」に係る Q&A 問 1 ～ 問 8 (略) (新設)

【改正後全文】

「その他の日常生活費」に係る Q&A について(平成 12 年 3 月 31 日)
(各都道府県介護保険担当課(室)あて厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室)

本年三月三〇日付けで「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」を厚生省老人保健福祉局企画課長通知(老企第五四号)として別添のとおり発出したところであるが、「その他の日常生活費」について想定される照会について、別添の通り Q&A を作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容を御了知の上、適切に対応していただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔別添〕

「その他の日常生活費」に係る Q&A

問 1 個人用の日用品について、「一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるもの」としてはどういったものが想定されるのか。

答 歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者に一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族等の選択により利用されるものとして、事業者(又は施設)が提供するもの等が想定される。

問 2 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるものに限られることとされているが、それ以外の個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」については、費用の徴収ができないのか。

答 サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。

問 3 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、例えば病院の売店で利用者が購入する場合であってもその費用は「その他の日常生活費」に該当するのか。

答 このような場合は、「サービス提供の一環として提供される便宜」とは言い難いので、「その他の日常生活費」に該当しない。

問 4 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、ある利用者の個別の希望に応じて、事業者等が当該利用者の代わりにある日用品を購入し、その購入代金を利用者に請求する場合も「その他の日常生活費」に該当するのか。

答 個人のために単に立て替え払いするような場合は、事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当しないため、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

問 5 個人専用の家電製品の電気代は、利用者から徴収できないのか。

答 サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。

問6 施設にコインランドリーがある場合、その料金についても「私物の洗濯代」として「その他の日常生活費」に該当するのか。

答 このような場合は、施設が洗濯サービスを提供しているわけではないので、その他の日常生活費には該当しない。

問7 個人の希望に応じて事業者等が代わって購入する新聞、雑誌等の代金は、教養娯楽に係る「その他の日常生活費」に該当するか。

答 全くの個別の希望に答える場合は事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当せず、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

問8 事業者等が実施するクラブ活動や行事における材料費等は、「その他の日常生活費」に該当するか。

答 事業者等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの(例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事)における材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできないが、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの(例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動等の材料費)に係る費用は、教養娯楽に要する費用として「その他の日常生活費」に該当する。

なお、事業者等が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービスの提供の範囲を超えるもの(例えば、利用者の趣味的活動に関し事業者等が提供する材料等や、希望者を募り実施する旅行等)に係る費用については、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

問9 利用者用の居室等におけるWi-fi等の通信設備の利用料は、利用者から徴収できないのか。

答 サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「原則として医行為ではない行為」に関する
ガイドラインについて

計2枚（本紙を除く）

Vol.1385

令和7年5月19日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL :

・社会・援護局福祉基盤課（内線 2845・2867）

・医行為に関する医師法の解釈については医政局医事課（内線 4144・4124）

事務連絡
令和7年5月19日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当・障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「原則として医行為ではない行為」に関するガイドラインについて

「原則として医行為ではない行為」については、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知）、「ストーマ装具の交換について（回答）」（平成23年7月5日付け医政医発0705第2号厚生労働省医政局医事課長通知）及び「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）」（令和4年12月1日付け医政発1201第4号厚生労働省医政局長通知）に示されているところです。

今般、規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、令和6年度老人保健健康増進等事業において、介護職員が利用者に対して安全に当該行為を実施できるよう、留意事項、観察項目、異常時の対応等を含むガイドラインを策定しました。ガイドラインについては、下記のホームページにて公開しておりますほか、各都道府県、指定都市及び中核市のご担当者宛にはガイドラインの冊子を送付いたしますので、内容について御了知の上、管内市区町村（指定都市および中核都市を除く）や管内の介護施設等にその周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡の写しについては別途、関係団体等にもご連絡している旨申し添えます。

【令和6年度老人保健健康増進等事業「原則として医行為ではない行為に関するガイドライン」(株式会社日本経済研究所)の掲載先】

<https://www.jeri.co.jp/report/elderlyhealth-r6>

＜規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定)(抜粋)＞

厚生労働省は、厚生労働省通知により、例えばストーマ装具の交換など、原則として医行為には該当しないとの解釈が示されている行為について、介護現場における周知が不十分であるとの指摘を踏まえ、介護職員が安全かつ適切に判断・実施できるよう、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」(平成17年7月26日厚生労働省医政局長通知)及び「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)」(令和4年12月1日厚生労働省医政局長通知)に記載のある行為について、安全性の確保など介護現場の実情を確認しつつ、例えば、実施する場合の留意事項、観察項目、異常時の対応などの介護現場が必要と考える内容等を盛り込んだタスク・シフト／シェアに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を新たに策定し、公表する。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(社会福祉士及び介護福祉士法)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施することができる。
- ☆ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、法制化されるまでは一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されていた。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
- ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
- ☆ 具体的な行為については省令で規定
 - ・ たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ・ 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆ 具体的な養成カリキュラムは省令で規定
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆ 一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 - ☆ 認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録

○登録の要件

- ☆ 基本研修、実地研修を行うこと
- ☆ 医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
- ☆ 研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
- ☆ 具体的な要件については省令で規定
- ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆ 医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆ 記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 - ☆ 具体的な要件については省令で規定
 - ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護、等)
- ・ 障害者支援施設等(生活介護、グループホーム、等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)、等)
- ・ 特別支援学校

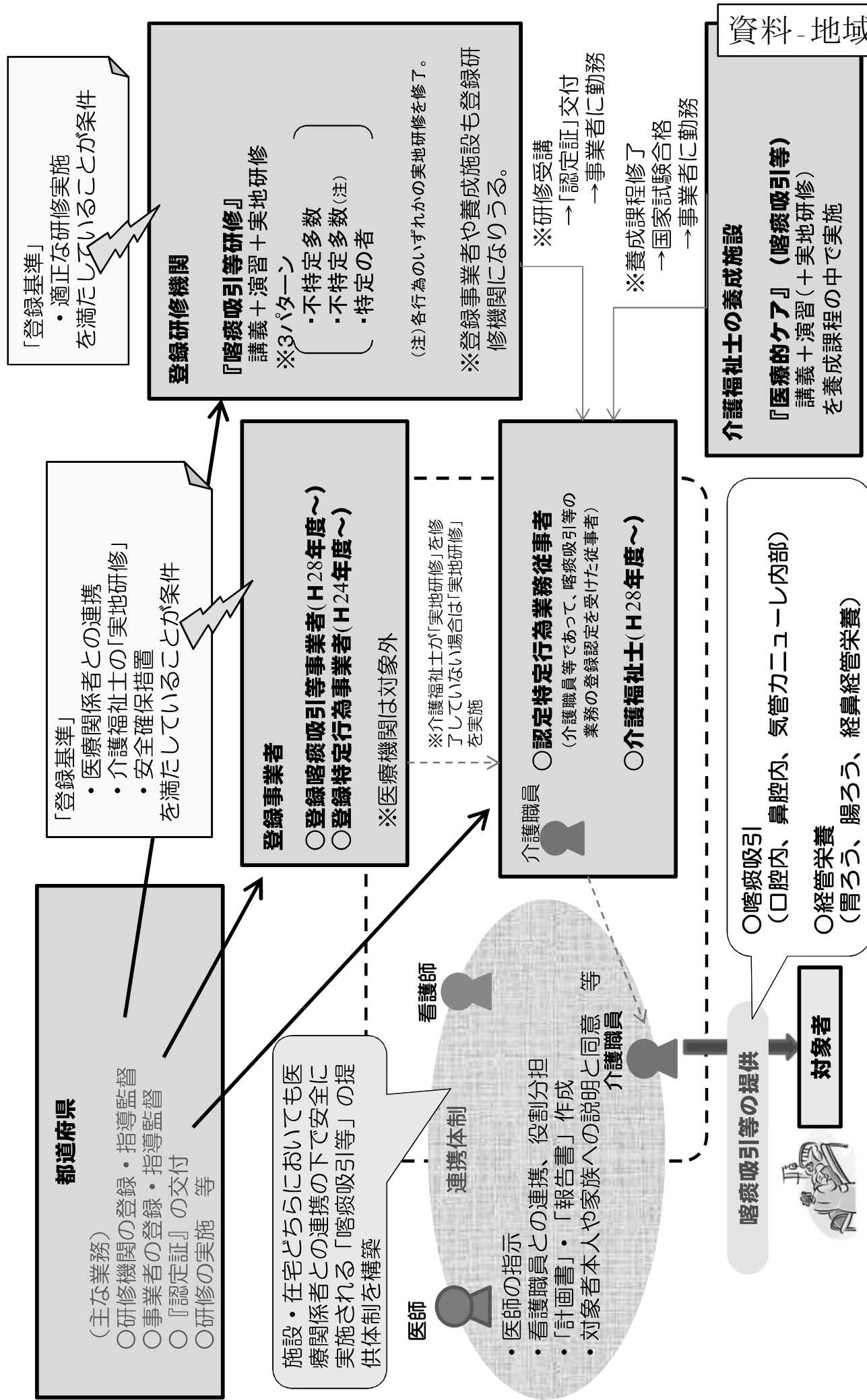
※医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行
 - (介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であつても、一定の研修を受ければ実施可能。)
- 法制化前にたんの吸引等を実施している者が、法制化後も引き続き当該行為を実施できるよう経過措置を整備

制度（喀痰吸引等）の全体像（概要）



後期高齢者の皆さまへ

令和7年8月1日から令和8年7月31日まで
利用できる「資格確認書」を、お送りします。※

⇒ マイナンバーカードを保険証として利用する、
「マイナ保険証」をお持ちの方にもお送りしています。

今回お届けした「資格確認書」は、保険証と同様に、医療機関等の
窓口で提示することで、これまでどおりに医療を受けられます。

医療機関・薬局の受付の際は、
「マイナ保険証」を利用できる方は「マイナ保険証」を、
利用できない方はこの「資格確認書」をお使いください。



※ 後期高齢者の「マイナ保険証」の利用率がほかの世代に比べ低いため、「マイナ保険証」への移行期間をより長く確保するための暫定措置として、皆様にお送りするものです。

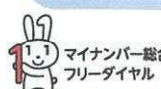
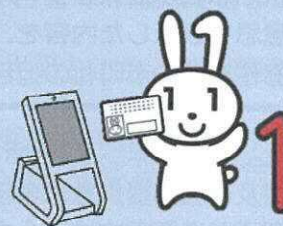


マイナ保険証の利用登録は

！ マイナンバーカードを保険証として利用するための登録は、
以下のいずれかの方法でできます。

■利用登録の方法（①～③のいずれかでできます）

- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

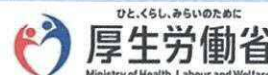
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバー

マイナンバーカード
の保険証利用につい
てもっと知りたい方
はこちら



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

岩手県後期高齢者
医療広域連合

裏面もご覧ください

資格確認書交付のお知らせ

資格確認書の注意事項

1. 資格確認書は、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等で診療を受けようとするときは、資格確認書を提示するか、オンライン資格確認を受けてください。
3. 被保険者の資格がなくなったときは、資格確認書をお住まいの市町村の担当窓口に戻還してください。また、転出の届出をするときは、資格確認書を添えてください。
4. 氏名・住所など、資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添えて、お住まいの市町村の担当窓口に出していただく。
5. 有効期限を経過した資格確認書は、使用できません。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、医療給付費の返還を求める場合があります。
6. 後期高齢者医療広域連合の検認又は更新のため、資格確認書の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出してください。
7. 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、資格確認書を返還していただくことがあります。
8. 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。
9. 資格確認書を紛失したときは、お住まいの市町村の担当窓口で再交付の手続きをしてください。

臓器提供意思表示欄のお知らせ

～ 臓器提供の意思表示にご協力ください ～

臓器の移植に関する法律の改正により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう、すべての医療保険の資格確認書に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられています。

1 臓器移植について

臓器移植は、病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）の機能が低下した方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。日本で臓器の移植希望登録をしている人はおよそ1万5千人います。しかし、臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなられています。自分が最期を迎えたとき、だれかの命を救うことができます。わたしたちひとりひとりが、今、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思を表示しておくことが大切です。

2 意思表示について

これまで、様々な年代の方から臓器提供が行われており、高齢の方でも病気の方でも、どなたでも記入していただけます。

意思表示を行ったら、家族にも自分の意思を伝えておきましょう。

また、記入するかどうかは、ご本人の判断によるものであり、必ずしも意思表示する必要はありません。

3 「臓器提供意思表示欄保護シール」について

臓器提供の意思を表示した内容を、医療機関等に知られたくない方のために、「臓器提供意思表示欄保護シール」を、お住まいの市町村の担当窓口で用意しておりますので、ご利用ください。

ご不明な点については、お問い合わせください。

1 資格確認書及び臓器提供意思表示欄に関するお問い合わせ

岩手県後期高齢者医療広域連合または市町村後期高齢者医療制度担当課

2 臓器移植に関するお問い合わせ

(公社)日本臓器移植ネットワーク

フリーダイヤル 0120-78-1069 (平日9:00～17:30)

ホームページ <http://www.jotnw.or.jp>

【特養・老健】空床情報提供システム実施要領

第1 趣旨

この要綱は、一関市や平泉町内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設の空床情報、ショートステイの空きベッド状況等を、一関地区広域行政組合のホームページ（以下「ホームページ」という。）を活用して住民に情報提供する「【特養・老健】空床情報提供システム」（以下「本情報提供システム」という。）を構築し、介護サービスの利用が必要な住民の適切なサービス選択と、速やかなサービス受給に資することを目的とする。

第2 提供する情報

- 1 本情報提供システムが住民に提供する情報は、次のとおりとする。
 - ア 一関市及び平泉町内所在の特別養護老人ホームの空床情報
情報提供基準日における空床数
 - イ 一関市及び平泉町所在の介護老人保健施設の空床情報
情報提供基準日における空床数
 - ウ ア及びイの施設に併設された短期入所生活（療養）介護の空床情報
情報提供基準日の翌々月の概ね1か月間を単位とする短期入所ベッドの空床数
- 2 情報提供基準日は別表のとおりとする。
- 3 住民に提供する情報の内容は、システムの稼働状況等を勘案した上、管理者が適宜、追加削除等の変更ができるものとする。

第3 管理者

- 1 本情報提供システムの管理者は、一関地区広域行政組合介護保険課長とする。
- 2 管理者は、本要領を随時変更できるものとする。

第4 情報提供の手続き

- 1 特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を設置運営する者（以下「事業者」という。）は、本情報提供システムによる空床情報を住民に提供するため、情報提供基準日までに、一関地区広域行政組合介護保険課（以下「介護保険課」という。）に対し、施設の空床情報と短期入所空き情報（以下「空床情報等」という。）を管理者が指定するWeb上の入力フォームに必要事項を入力し、報告するものとする。
ただし、やむを得ない場合は、FAXにより送付することができる。
- 2 介護保険課は、事業者から送付された空床情報等を取りまとめ、情報提供基準日の属する週の翌週に、ホームページに搭載するものとする。
なお、施設の住所や定員等に変更がある場合は、事業者はその旨を介護保険課に連絡し、介護保険課において修正するものとする。
- 3 情報提供基準日から次の情報提供基準日までの間に、空床情報等に変更があった場合、事業者は変更後の情報を第1項の例により、介護保険課に送付するものとする。
- 4 前項により送付された変更に係る空床情報等について、介護保険課は随時ホームページの更新を行うものとする。

第5 空床情報等の取り扱い

- 1 介護保険課は、本情報提供システムの運営を通じて取得した施設担当者氏名等の個人情報、一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例（令和5年3月23日一関地区広域行政組合条例第1号。「条例」という。）に基づき、適正に管理するも

のとする。

2 介護保険課は、事業者から提供された空床情報等について、本情報提供システム以外の用には供しないものとする。

ただし、第1項に掲げる目的を達成するため、情報提供者を特定しない形式による統計データを作成し、当該データを利用することができるものとする。

第6 その他

この要領の実施に関して必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

別表

情報提供基準日	第3若しくは第4木曜日のうち、あらかじめ管理者が指定する日 (当日が祝祭日の場合は、その前日とする。)
---------	--

各年度の情報提供基準日は、年度前期及び後期に管理者が各事業者に通知する。

施設空床情報（特別養護老人ホーム）

【施設空床掲載イメージ】

- ・ 定員が29名以下の施設は、地域密着型施設です。
- ・ 地域密着型施設は、原則として施設所在地の市町村にお住まいの方がのみが利用できます。
- ・ 部分については、直接施設にお問い合わせください。

情報提供基準日	
---------	--

No.	施設名	施設定員	定員のうち、 ユニット型 の定員	空床数	施設からのコメント
	所在地				
	電話番号				
1	特別養護老人ホーム真生園	29	29	1	ユニット型個室（全室）の特養です。ショートステイを利用されながら入所への切り替えも可能です。入居申込相談・利用相談等、土日祝日も対応致します。お気軽にお電話ください。
	一関市字沢161-216				
	0191-48-3384				
2	特別養護老人ホーム舞川の里	29	29	0	
	一関市舞川字堀切72-4				
	0191-31-7001				
3	特別養護老人ホームあけぼの苑	29	29		
	一関市巖美町字古館3				
	0191-34-8884				
4	特別養護老人ホーム花いずみ	29	0		
	一関市花泉町涌津字上原31				
	0191-82-5811				

- ・

○空床あり
- ・

×空床なし
- ・

部分については、直接施設にお問い合わせください。

情報提供基準日	令和6年8月22日
---------	-----------

No.	施設名	施設定員	定員のうち、 ユニット型 の定員	空床数	10 月																														
	所在地				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	電話番号				火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1	特別養護老人ホーム真生園	29	29	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	一関市字沢161－216				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	0191-48-3384																																		
2	特別養護老人ホーム舞川の里	29	29	1	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	一関市舞川字堀切72－4																																		
	0191-31-7001																																		
3	特別養護老人ホームあけぼの苑	29	29	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	一関市巖美町字古館3																																		
	0191-34-8884																																		
4	特別養護老人ホーム花いずみ	29	0																																
	一関市花泉町涌津字上原31																																		
	0191-82-5811																																		
5	特別養護老人ホーム寿光荘清水	29	0																																
	一関市花泉町花泉字上館70-3																																		
	0191-48-3975																																		
6	特別養護老人ホームひより	29	29																																
	一関市大東町沖田字峯岸5																																		
	0191-74-2611																																		
7	特別養護老人ホームリビングハウスおおはら	29	29																																
	一関市大東町大原字立町110-1																																		
	0191-72-2255																																		
8	特別養護老人ホームひなた苑	29	29																																
	一関市千厩町奥玉字上川原31																																		
	0191-51-2010																																		
9	特別養護老人ホームいこいの結	29	29																																
	平泉町長島字竜ヶ坂42																																		
	0191-48-5673																																		
10	特別養護老人ホーム関生園	50	50																																
	一関市真柴字柊木立43－102																																		
	0191-26-4911																																		
	特別養護老人ホーム福光園																																		

一関地区広域行政組合介護保険事業者における事故発生時の報告事務取扱要綱（平成 19 年 5 月 31 日介護保険課長決裁。以下「要綱」という。）第 7 の規定に基づき、以下のとおり必要な事項を定める。

令和 7 年 2 月 4 日 事務局長決裁

- 1 「介護サービスの提供」は、送迎、通院等の間を含むものとする。また、居宅の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所・施設内にいる間を含むものとする。
- 2 要綱第 2 (1) アの病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合（利用者の家族等との間で何らかのトラブルが発生する恐れがある場合を含む。）は報告するものとする。
- 3 要綱第 2 (1) イの感染症又は食中毒について、次に該当する場合は、各市町（保健担当部署）及び一関保健所に速やかに報告し、併せて、当組合に対して事故報告書の提出をすること。
 - (1) 同一の感染症又は食中毒による若しくはそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
 - (2) 同一の感染症又は食中毒の患者若しくはそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - (3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を認めた場合なお、上記(1)から(3)の要件を満たさない少数の発生案件であっても、介護保険事業所における事故等としての報告を要するものであり、一斉に、又は断続的に同一の有症者等が複数確認された時点で、事故報告を行うとともに、上記(3)に該当する場合は各市町（保健担当部署）及び一関保健所に速やかに報告すること。

また、感染症のように時間の経過に伴い状況の変化が予想される事案については、第一報、第二報といったように、速報性を考慮して随時報告を行うなど、状況に応じて柔軟に対応すること。
- 4 要綱第 2 (1) ウのケガ及び同エの事故については、医師（施設の勤務医又は配置医を含む）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要になったものとする。ただし、利用者又はその家族等との間で何らかのトラブルが発生する恐れがある場合若しくは利用者に見舞金や賠償金を支払った場合には、ケガ又は事故の程度にかかわらず報告するものとする。
- 5 報告すべきものについては、事業者側の過失の有無は問わないものとする。

- 6 要綱第2(1)オ又は同ケに該当する従業者の法令違反、不祥事等の発生については、利用者への介護サービスの提供に関連するものとする。(利用者からの預かり金の横領事件や利用者の送迎時の交通事故など)
- 7 要綱第2(1)キの火災や災害については、利用者へのサービスの提供に影響するものとする。
- 8 要綱第4による報告については、介護サービスを提供する事業所・施設の所在地にかかわらず当該利用者の保険者が当組合の場合は当組合管理者に報告を行うものとする。
また、介護サービスを提供する事業所・施設の所在地が当組管内で当該利用者の保険者が当組合以外の場合には、該当する保険者に報告するとともに当組合管理者にも報告を行うものとする。
- 9 介護保険指定事業者以外の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの事業者又は事業所の管理者は、事業所における事故について、この要綱に準じ報告を行うものとする。

事故報告書（事業者→一関地区広域行政組合管理者）

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること

※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

☐ 第1報 ☐ 第____報 ☐ 最終報告

提出日： 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	☐ 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 ☐ 入院 ☐ 死亡 ☐ その他（ ）											
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日					
2 事 業 所 の 概 要	法人名												
	事業所（施設）名									事業所番号			
	サービス種別												
	所在地												
3 対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢			性別	☐ 男性 ☐ 女性			
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者				
	住所	☐ 事業所所在地と同じ ☐ その他（ ）											
	身体状況	要介護度	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5 ☐ 自立										
		認知症高齢者 日常生活自立度	☐ I ☐ II a ☐ II b ☐ III a ☐ III b ☐ IV ☐ M										
4 事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃（24時間表記）	
	発生場所	☐ 居室（個室） ☐ 居室（多床室） ☐ トイレ ☐ 廊下 ☐ 食堂等共用部 ☐ 浴室・脱衣室 ☐ 機能訓練室 ☐ 施設敷地内の建物外 ☐ 敷地外 ☐ その他（ ）											
		事故の種別	☐ 転倒 ☐ 誤薬、与薬もれ等 ☐ （自由記載3） ☐ 転落 ☐ 医療処置関連（チューブ抜去等） ☐ 不明 ☐ 誤嚥・窒息 ☐ （自由記載1） ☐ その他（ ） ☐ 異食 ☐ （自由記載2）										
			発生時状況、事故内容の詳細										
	その他 特記すべき事項												
	5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応											
受診方法		☐ 施設内の医師(配置医含む)が対応 ☐ 受診(外来・往診) ☐ 救急搬送 ☐ その他（ ）											
受診先		医療機関名					連絡先（電話番号）						
診断名													
診断内容		☐ 切傷・擦過傷 ☐ 打撲・捻挫・脱臼 ☐ 骨折(部位:) ☐ その他（ ）											
		検査、処置等の概要											

6 事故発生後の状況	利用者の状況										
	家族等への報告	報告した家族等の続柄	☐ 配偶者 ☐ 子、子の配偶者 ☐ その他（ ）								
		報告年月日	西暦		年		月		日		
	連絡した関係機関（連絡した場合のみ）	☐ 他の自治体 ☐ 警察 ☐ その他 自治体名（ ） 警察署名（ ） 名称（ ）									
	本人、家族、関係先等への追加対応予定										
	(独自項目追加欄)										
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)		(できるだけ具体的に記載すること)									
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)		(できるだけ具体的に記載すること)									
9 その他 特記すべき事項											

令和 7 年 4 月 1 日
一関地区広域行政組合

介護サービス事業者等に対する行政処分等の処分基準

1 処分基準の目的

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定により指定を受けた介護サービス事業者等（「指定地域密着型サービス事業者」、「指定居宅介護支援事業者」、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」、「指定介護予防支援事業者」及び「第 1 号事業指定事業者」をいう。）に対して実施した監査の結果、人員基準違反若しくは運営基準違反が認められたことにより行う勧告又は人員基準違反、運営基準違反、人格尊重義務違反、不正請求若しくは不正の手段による指定等が認められたことにより行う行政処分（以下「処分等」という。）について、合理的な根拠に基づき実施するため下記のとおり運用基準を定める。

2 前提となる考え方

- (1) 処分等の程度決定に当たっては、原則として、不正行為の内容・程度を処分事由ごとに照らして判断するものとし、処分事由のうち、監査時の虚偽報告及び虚偽答弁についても、もとよりこれのみを事由として処分等を行うことができるが、ここでは、虚偽報告等による隠ぺい前の事実が該当する不正行為自体が該当する処分事由の程度決定時の加重項目として取り扱うこととする。
- (2) 処分等の程度の検討については、まず、指定取消、指定の全部効力停止及び一部効力の停止という処分の程度を A 級～D 級という態様に分類し、そのうち全部効力停止については期間、一部効力停止については期間及び内容により区分する。そして、上記 5 つの処分事由について、それぞれ基準となる態様として位置付ける。

表 1 基本となる処分の態様

処分事由	態様 (級)	基本となる処分内容	根拠
人員基準違反	A 級	勧告	法第 78 条の 10 第 1 項 第 4 号等
運営基準違反	A 級	勧告	法第 78 条の 10 第 1 項 第 5 号等
人格尊重義務違反	C 級	指定の全部効力停止	法第 78 条の 10 第 1 項 第 6 号等

不正請求	C 級	指定の全部効力停止	法第 78 条の 10 第 1 項 第 8 号等
不正の手段による指定	C 級	指定の全部効力停止	法第 78 条の 10 第 1 項 第 11 号等

(3) 以下に、処分等の程度の態様及び内容を定める。

表 2 処分等の態様と内容

態様	内容（期間等）
A 級	勧告（人員基準違反、運営基準違反時のみ）、勧告以外の行政指導
B 級－1 号	指定の一部効力停止 1 月（新規利用者受入停止等）
B 級－2 号	指定の一部効力停止 3 月（新規利用者受入停止等）
B 級－3 号	指定の一部効力停止 6 月（新規利用者受入停止等）
B 級－4 号	指定の一部効力停止 1 年（新規利用者受入停止等）
C 級－1 号	指定の全部効力停止 1 月
C 級－2 号	指定の全部効力停止 3 月
C 級－3 号	指定の全部効力停止 6 月
C 級－4 号	指定の全部効力停止 1 年
D 級	指定取消

※指定の効力停止の期間（号）については、原則として、1 月、3 月、6 月、1 年の 4 区分とする。

3 基本的な考え方

(1) 処分等の程度決定に当たっては、原則として以下の各段階を経て決定する。

ア 処分事由ごとに、基本となる処分等の態様（A 級～D 級）を定める。人員、設備及び運営基準違反については、法の定めにより原則として「勧告」とする。その他の不正行為については、行政処分のうち中位的な態様である「指定の全部効力停止」とする。

イ 処分等の対象事案の個別事情を当該処分等の態様に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去 5 年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分等の態様に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。

ウ 処分等の態様が指定の全部効力停止又は一部効力停止となる場合の基本となる処分の期間については、3 月とする。これに個別事情を当該処分の期間に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去 5 年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分の期間に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。加

重又は軽減は月単位とし、基本となる処分の期間として定めた３月に加重・軽減の月数を加え、その月数に応じて、加重・軽減後月数を決定する。

表３ 処分期間の換算表

加重・軽減後月数	換算程度（号）	内容
１～２月	１号	指定の全部又は一部効力停止１月
３～５月	２号	指定の全部又は一部効力停止３月
６～８月	３号	指定の全部又は一部効力停止６月
９月～	４号	指定の全部又は一部効力停止１年

エ 処分等の態様が指定の一部効力停止となる場合の内容の詳細については、以下のとおりとする。

（ア）原則として、新規利用者の受入停止とする。

（イ）処分対象事業種別と処分原因によっては、業務の部分的停止とする。

（ウ）報酬支払額の制限（減額）については、原則として、本来、指定取消又は指定の全部効力停止相当であるところを利用者保護等の観点から指定の一部効力停止処分へと変更する場合（下記（４）参照）に適用する。

（エ）報酬支払額の制限（減額）の程度及び期間については、当該処分の態様の変更の趣旨が、利用者のサービス継続性の確保（利用者保護）であることから、事業の継続運営も考慮し、原則として、その程度については、定員超過・人員欠如に関して規定されている７割への制限（減算部分は３割）、その期間については、指定取消処分相当からの変更の場合は６月、指定の全部効力停止相当からの変更のときは３月を標準とする。

(2) 一つの不正等行為が二つ以上の処分事由に該当する場合、又は手段若しくは結果である行為が他の処分事由にも該当する一連の行為の場合には、原則として、処分事由ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものを適用する。ただし、それぞれの処分事由に応じて、同時に行政処分と勧告・指導を行うことを妨げるものではないものとする。

(3) 二つ以上の不正等行為について併せて処分等を行うときは、それぞれの不正等行為ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものに適宜加重（原則、処分の期間を加重。加重対象不正行為の程度によっては処分の態様を変更）を行う。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と認めうる場合には、単一の行為とみなすことができるものとする。

- (4) 上記(1)から(3)の過程をすべて検討の上、導き出された処分等の程度の妥当性について、利用者保護及び事業所運営体制等の観点から検証する必要がある内容を定める。この内容を検証して、必要な場合は処分等の程度を変更のうえ、最終決定する。

4 個別事情による加重・軽減

前述の基本的な処分程度に対し、以下の判断基準をもとに個別事情による加重や軽減を行う。

また、表中の「程度」欄における態様は、前述の「表2 処分等の態様と内容」における態様を指す。

(1) 人員基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ・利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+2級（態様） +1級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失（※1）に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失（※2）に基づく行為で情状をくむべき場合	+1月（期間） ▲1月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・違反状況の継続が1年以上の場合 【軽減の視点】 ・違反状況の継続が3月以下の場合	+1月（期間） ▲1月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等（※3）が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	+1月（期間） +1月（期間） ▲1月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・当該不正行為につき、行政から職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等の指導を受けているにも関わらず正当な理由なく指導に従っていないもの ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+2級（態様） +1級（態様）

	【軽減の視点】 ・事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+ 3 級（態様） + 1 級（態様） + 1 級（態様） + 1 級（態様）

※1 過失とは不注意により失敗することをいい、特に、自分の行っている行為がどんな結果を引き起こすかについて認識し得たにもかかわらず、不注意のためにそれを認識しないことを指す。過失のうち、特に重過失（重大なる過失）については、最高裁判例によって、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すもの」とする（最判昭和 32 年 7 月 9 日集民 27 号 55 頁、損害賠償請求事件）。

※2 軽過失とは行うべき注意を欠いている状態であり、特に断りなく過失というときは、この軽過失のことを指す。

※3 この役員等とは事業所の管理者も含まれる。

(2) 運営基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ・本基準違反が次に掲げる場合その他の事業者が自己の利益を図るためのものであるとき ○介護サービス等の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき	+ 2 級（態様） + 2 級（態様）

	○介護サービス提供事業者と居宅介護支援事業者間での金品その他の財産上の利益の供与又は収受に関するものであるとき ・利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・違反状況の継続が 1 年以上の場合 【軽減の視点】 ・違反状況の継続が 3 月以下の場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	+ 1 月（期間） + 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・基準違反が定員超過利用の場合であって、行政から定員の超過利用の解消の指導を受けているにも関わらず正当な理由がなく定員超過が 2 月以上継続しているとき ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 【軽減の視点】 ・事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	+ 2 級（態様） + 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 3 級（態様） + 1 級（態様） + 1 級（態様）

	・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき	+ 1 級（態様）
--	---	-----------

(3) 人格尊重義務違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすもの 【軽減の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・不正行為の継続が 3 月超の場合 【軽減の視点】 ・不正行為の継続が 3 月以下の場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	+ 1 級（態様） + 2 月（期間） ▲ 1 級（態様）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 【軽減の視点】 ・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様）

	・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様） + 4 月（期間） + 2 月（期間）
--	---	---

(4) 不正請求

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・不正請求額が事業所の年間収入（介護報酬及び利用者負担額）の概ね 10%以上の場合 【軽減の視点】 ・不正請求額が事業所の年間収入の概ね 1 %未満の場合（ただし、不正請求の内容が明確な架空請求等、著しく悪質な場合は軽減の対象としないことができる。）	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	【加重の視点】 ・不正行為の継続が 1 年以上の場合 【軽減の視点】 ・不正行為の継続が 3 月以下の場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの 【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	+ 1 月（期間） + 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの	+ 1 級（態様）

	【軽減の視点】 ・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの	▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様） + 1 級（態様） + 4 月（期間） + 2 月（期間）

(5) 不正の手段による指定

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用して指定申請を行うなど申請に重大明白な瑕疵があり、事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していたもの 【軽減の視点】 ・指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなったが申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた場合で、事業開始時には人員基準違反等の状態が解消されていたもの	+ 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	—	—
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの	+ 1 月（期間） + 1 月（期間）

④組織性	【軽減の視点】 ・役員等が実行又は関与（指示）していないもの	▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	【加重の視点】 ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの ・不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が 3 月超の場合 【軽減の視点】 ・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの ・不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が 3 月以下の場合	+ 1 級（態様） + 1 月（期間） ▲ 1 級（態様） ▲ 1 月（期間）
⑥過去 5 年の処分等	【加重の視点】 ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により処分等を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	+ 1 級（態様） + 1 級（態様） + 4 月（期間） + 2 月（期間）

5 利用者保護及び事業所運営体制等による変更（全処分事由共通）

前述までのとおり、事由により定めた基本的な処分程度に加重、軽減を行った後、さらに利用者保護や運営体制に対する評価を以下のとおり行う。この評価は全処分事由に共通なものとする。

項目	内容	程度
①利用者保護	・指定取消又は指定の全部効力停止相当であるが、代替サービスの確保の見込みが立たず、利用者へのサービス継続の必要性の観点から当該事業所の運営継続がやむを得ないと判断される場合であって、不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるとき	指定取消又は指定の全部効力停止を一部効力停止へ変更

②運営体制等 (※4)	・勧告（指導）相当であるが、事業者の役員若しくは事業所の管理者の法令等の知識が欠如、職員の介護に関する知識・技術が欠如又は組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき ・勧告（指導）又は指定の一部効力停止相当であるが、事業者の役員若しくは事業所の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の介護に関する知識・技術が著しく欠如又は組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へとつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき ・上記の場合又は指定の全部効力停止相当であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがないとき	勧告（指導）を指定の一部効力停止へ変更 勧告（指導）又は指定の一部効力停止を全部停止へ変更 勧告（指導）並びに指定の一部又は全部効力停止を指定取消へ変更
----------------	--	---

※4 この「運営体制等」については、監査の結果、運営基準違反（人員基準違反）のため、本来であれば勧告すべきものであるが、当該事業所に対して加重するか否かを検討すべき事項を意味する。

6 その他の留意点

処分等の程度を決定するに当たり、不正の手段による指定を処分事由として指定取消を行う場合は、原則として指定時に遡り指定の効力が取り消されるものであり（その他の処分事由による指定取消は、処分日から指定の効力が取り消される）、指定後に受領した介護報酬等は全額返還対象とする。

なお、不正の手段による申請を処分事由として指定の全部又は一部効力停止を行う場合は、指定の効力は処分日（効力発生日）から停止する。

令和8年度施設整備計画について（第9期介護保険事業計画から抜粋）

(2) その他の地域密着型サービス（在宅サービス）の整備
 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 登録定員29人×1事業所

【年度別整備計画】						単位:登録定員(人)	
令和6年度		令和7年度		令和8年度		合計	
事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員	事業所数	定員
				1	29	1	29

○指定の流れ

令和7年7月から10月まで	募集期間
令和7年11月	設置候補者の選考（面接審査）
令和7年12月	介護保険運営協議会への諮問
令和8年9月	指定申請書の提出締切
令和8年10月	本審査、介護保険運営協議会への諮問
令和8年11月	事業所番号の附番、指定通知

イ 介護医療院の整備

在宅での介護が困難かつ長期にわたり医療的ケアが必要な方を受け入れる施設として、介護医療院を整備します。

【年度別整備計画】						単位:ユニット、床(人)	
令和6年度		令和7年度		令和8年度		合計	
ユニット数	定員	ユニット数	定員	ユニット数	定員	ユニット数	定員
				1	30	1	30

○指定事務は岩手県県南広域振興局長寿社会課での対応となるため希望される方は岩手県へお問い合わせください。電話：0197-22-2850

令和 年 月 日

一関地区広域行政組合介護保険課 宛
(メール: kaigohoken@city.ichinoseki.iwate.jp)
(FAX: 0191-31-3224) ※添書不要

事業所名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

一関地区広域行政組合介護保険課 質問票

サービス種類			
質問項目	1 人員、設備、運営基準について 2 介護報酬について 3 その他（ ）		
質問内容			
根拠となる 条文等			
一関地区広域行政組合処理欄（※以下には記載しないでください。）			
受付日		回答日	

無記名可 事業所名(_____)

今後の参考とさせていただきますのでご回答にご協力ください。

該当するものに○印または記入をお願いします。

質問1 集団指導会の開催方法で希望するものはどれですか。

- ①対面方式 ②WEB方式 ③ハイブリット方式（対面方式、WEB方式）
④その他(_____)

質問2 説明が聞きたかったこと、または不足していたことはありますか。

記入欄(_____)

質問3 電子申請届出システムの利用について

3-1 gBizIDを取得していますか。

- ①取得している ②取得中または予定がある ③取得していない

3-2 3-1で①、②と回答した方へ、電子申請届出システムを利用する予定はありますか。

- ①利用する ②利用しない

3-3 3-2で「②利用しない」と回答した方へ、利用しない理由を教えてください。

- ①(_____)

